

広島県選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成十九年十月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	ワカサ・リハビリ病院	広島市東区東山町一五番一号	平成一九年一〇月一九日